

《論文》

# 優越的地位の濫用規制の現状及び今後の課題

— フランチャイズ・システムの問題を中心として —

中 里 和 浩

キーワード：優越的地位の濫用，情報の不完全性，関係特殊的投資，フランチャイズ・システム

## はじめに

優越的地位の濫用規制は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の禁止行為である不公正な取引方法の一つとして、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣行に照らして不当に、不利益を与える行為を規制することを目的し、1953年の独占禁止法改正で「取引上の地位の不当利用」として新たに導入されたものであり、欧米諸国にはほとんど見られない我が国独自の規制である<sup>①</sup>。

優越的地位の濫用規制は、近年、大規模小売業者、金融機関等による優越的地位の濫用行為に係る違反事件の摘発が積極的に行われるとともに、違反行為の抑止のために課徴金制度が導入されるなど規制強化がなされている。また、製造委託及び修理委託を対象とする下請取引に対する優越的地位の濫用規制について、1956年、独占禁止法の特別法として下請代金支払遅延等防止法（下請法）が制定され、その後、累次の改正が行われており、特に、2003年改正において、適用対象を情報成果物作成委託及び役務提供委託に拡大するとともに、違反行為に対する措置が強化されたことを背景として、その後、下請法違反事件の摘発が積極的に行われている。

このように、現在、我が国において、優越的地

位の濫用規制は定着しており、規制の必要性について、異論を唱える論者はみられない<sup>②</sup>。しかし、優越的地位の濫用規制が不公正な取引方法の要件である「公正な競争を阻害するおそれ」（公正競争阻害性）をどのように解すべきか、換言すれば優越的地位の濫用規制の独占禁止法体系における位置付けをめぐってこれまでさまざまな学説が唱えられ、対立がある。その学説の多くが「競争の不完全性」の観点に基づき説明するものであるのに対し、近年、市場の失敗の一つである「情報の不完全性」の観点に基づき優越的地位の濫用規制を説明する学説が登場し、経済学者の中にも同様の立場に立つ論者もみられる。

本稿では、我が国における優越的地位の濫用規制の法制度及び運用状況、学説の状況を概観した上で、今後の課題として、フランチャイズ・システムに対する規制のあり方について、「情報の不完全性」の観点に基づき優越的地位の濫用規制の立場から検討することにした。

## 1 優越的地位の濫用規制の法制度及び運用状況

### 1-1 法制度の概要

優越的地位の濫用規制は、独占禁止法<sup>③</sup>による規制と下請法による規制に大別されるので、以下、それぞれに分けて概観する。

### 1-1-1 独占禁止法

優越的地位の濫用規制は、2009年独占禁止法改正以前においては、旧独占禁止法2条9項5号の「取引上の地位の不当利用」（定義規定）に基づいて、業種のいかんにかかわらずすべての事業者に一般的に適用される告示（旧一般指定）14項が指定され、同規定に基づき行われていた。2009年法改正により、不公正な取引方法に課徴金制度が導入され、優越的地位の濫用が課徴金納付命令の対象となったことから、違反要件を法定化する必要があるため、旧一般指定14項1号から4号に相当する部分について、若干の文言の整理を行い、独占禁止法2条9項5号に法定化した<sup>(4)</sup>。なお、独占禁止法2条9項5号に法定化されなかった旧一般指定14項5号（取引の相手方の役員選任への不当干渉）は、一般指定13項として定められた<sup>(5)</sup>。

また、不公正な取引方法の指定には、一般指定の他に特定の事業分野に適用される告示（特殊指定）があり、①「新聞業における特定の不公正な取引方法」（1999年7月21日告示第9号）、②「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（2004年3月8日告示第1号）、③「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（2005年5月13日告示第11号）が定められている。

2009年改正により導入された課徴金制度は、対象期間における違反者と違反行為の相手方との間の売上額又は購入額の合計額に対し、1%の算定率を乗じた額を違反者に命じることとしている（20条の6）。

公正取引委員会は、これまで「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」等のガイドラインにおいて、優越的地位の濫用の考え方を明らかにしてきたが<sup>(6)</sup>、2009年法改正により、優越的地位の濫用行為が課徴金納付命令の対象となったことを踏まえ、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化すること等により法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、2010年11月30日、「優越的地位の濫用に関する独占

禁止法上の考え方」を策定し、公表している。

### 1-1-2 下請法

下請法は、資本金及び取引内容を基準に適用対象となる親事業者及び下請事業者の範囲を定め、親事業者に対し、①下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内とすること（2条の2）、②発注書面の交付義務（3条）、③受領拒否、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、返品、買ったとき、購入・利用強制、報復措置等の禁止（以上4条1項各号）、有償支給原材料等の対価の早期決済、割引困難な手形の交付、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（以上4条2項各号）、④書類の作成・保存義務（5条）などにより規制している。

## 1-2 運用状況

### 1-2-1 独占禁止法

従来から独占禁止法違反として法的措置が採られる事件は少なかったが<sup>(7)</sup>、2003年度以降、ほぼ毎年法的措置（排除措置命令、2005年法改正前は勧告）が採られている（2003年度2件、2004年度5件、2005年度2件、2006年度2件、2007年度0件、2008年度4件、2009年度2件、合計17件）。法的措置を受けた違反行為者の業種は、大規模小売業者（百貨店、スーパー、コンビニ等）がほとんどを占めており（15件）、それ以外はホテル、金融機関となっている。違反行為者の優越的地位については、各業界（全国又は地方）において最大手である旨の事実認定がなされていることが多い。なお、2010年12月末時点において、課徴金の納付が命じられた事件はない。

### 1-2-2 下請法

違反行為に対する措置の強化<sup>(8)</sup>が行われた2004年度以降、下請法違反行為に対する勧告件数が増加傾向にある（2004年度4件、2005年度10件、2006年度11件、2007年度13件、2008年度15件、2009年度15件）。また、下請代金の減額事件における減額分の返還（2009年度においては、61名の親事業者が2,160名の下請事業者に

対し、総額4億8,116万円を返還)及び下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払が行われており(2009年度においては、61名の親事業者が2,737名の下請事業者に対し、総額1億790万円を支払い)、親事業者の下請事業者に対する違反行為に対する原状回復措置が積極的に行われている。

さらに、公正取引委員会は、2009年、厳しい経済状況において取引先事業者、特に取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者全般について、その取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者取引公正化推進プログラム」を実施する旨公表し、中小事業者の立場に立った相談・広報及び大企業・親事業者のコンプライアンスの推進など下請法の普及啓蒙活動にも積極的に取り組んでいる<sup>9)</sup>。

### 1-2-3 評価

近年、優越的地位の濫用規制については、独占禁止法及び下請法のいずれも違反事件の摘発及び規制の普及啓蒙について、積極的な運用が行われている。

独占禁止法及び下請法のいずれの規制対象は、事業者間取引であり、また、特定の業種・業態となっている。具体的には、独占禁止法については、大規模小売業者がほとんどであり、当該市場における地位が最大手などの有力な事業者を対象としている。また、下請法は、そもそも規制対象が製造委託、修理委託、情報業務委託及び役務提供委託に限定されている。

## 2 優越的地位の濫用規定の独占禁止法上の位置付けと公正競争阻害性をめぐる学説

優越的地位の濫用は、不公正な取引方法に位置付けられる以上、不公正な取引方法の規制基準である「公正な競争を阻害するおそれ」(公正競争阻害性)をどのように解釈するかが問題になるが、その点や、独占禁止法上の位置付けをどのように解するかについて、多くの学説があり、対立があ

る。従来の経済法学者の学説は、いずれも「公正な競争」を議論の前提として、その競争メカニズムが阻害されることに「公正競争阻害性」の説明を見出そうとするものであり、その点において、「競争の不完全性」の観点に立つものであると考えられる。

これに対し、情報の経済学の発展を背景にして、競争の要素の一つである情報に着目し、優越的地位の濫用を優越的地位にある者が、情報の非対称性及び将来情報の欠如などの情報の不完全性に依拠して、その地位を利用して相手方に不利益を与えるものであると整理する学説が登場している。

以下、主要な学説について、市場の失敗が「競争の不完全性」と「情報の不完全性」に大別されることから、それぞれに分けて整理する<sup>10)</sup>。

### 2-1 従来の学説

従来の経済法学者の学説の多くは、前記のとおり、「競争の不完全性」の観点からのものであり、主要なものとして、今村説、正田説、根岸説及び白石説が挙げられる。

#### 2-1-1 今村説

今村成和教授は、不公正な取引方法の「公正競争阻害性」について、「(1)市場における競争が自由であり、且つ(2)そこにおける競争が公正に行われている状態を侵害するおそれがあることを意味している。そして(1)は、市場参入の自由と、市場における競争の自由が妨げられていない状況であり、(2)は、その競争が、良質廉価な商品又は役務の提供による能率競争を本位として行われていることであるから、このような、自由且つ公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれのある行為が『公正な競争を阻害するおそれがあるもの』に該当する」と整理した上で、優越的地位の濫用の公正競争阻害性について、「競争原理が働かないことを利用しての、優越的地位の濫用であること自体に求めるよりは外はないもので、文理解釈によりすれば、これにも異論もあり得ようが、本号該当の行為を不公正な取引方法の一つに掲げた立法の趣旨よりすれば、こう解するほかない」のであり、

「不公正な取引方法を、公正競争阻害性を有するものとして特徴づける上からは、些か、体系的整合性を欠くものとなっているのである」とする。今村説によると、他の不公正な取引方法の行為類型が上記(1)又は(2)に悪影響を与えるものであると説明できるのに対し、優越的地位の濫用は、その点の説明が困難である点において異質な規定であるが、だからといってそれを締め出すのは適切ではなく、「公正且つ自由な競争」の確保という独占禁止法の目的からしても、競争が機能しないために生じている不当な結果をも、規制の対象に取り入れようとするのは、何ら背理あるいは不自然なことではなく、むしろ「国民経済の民主的で健全な発達」という経済民主主義の立場からは、必要な規制といってよいとして、不公正な取引方法規制の中に取り込もうとする<sup>(11)</sup>。

#### 2-1-2 正田説

正田彬教授は、優越的地位の濫用の公正競争阻害性について、「公正な競争秩序の一つの基本的な要素である事業者の自主性、競争機能の自由な行使が制限されたり、あるいはかかる状態を前提として、事業者の自主性、競争機能の自由な行使が確保されていれば受けることのない不利益…を強制されること」であるとした上で、「本号は、…取引の場における支配力・優越的な力の、濫用規制に関する包括的なわくを定めるものとして理解される」とし、優越的地位の濫用の禁止が不公正な取引方法禁止の体系の中心と捉えている。今村説が、不公正な取引方法の例外的な規制とされているのに対し、正田説は逆に代表的な規制であると捉えている<sup>(12)</sup>。

#### 2-1-3 根岸説

根岸哲教授は、「公正な競争秩序」を旧一般指定の見直しにおける独占禁止法研究会報告<sup>(13)</sup>に基づき自由な競争、競争手段の公正、自由競争基盤の確保の3点から捉え、「取引主体が取引の諾否および取引条件について自由かつ自主的に判断することによって取引が行われるという、自由な競争の基盤を侵害する点に」優越的地位の濫用行

為の公正競争阻害性を求める。すなわち、優越的地位の濫用規定の意義について、「優越的地位にあるものが取引の相手方の自主性を抑圧して不当に不利益な条件を押し付けるような濫用行為を行うことが各当事者が自主的に取引することを基盤として成立している公正かつ自由な競争秩序の形成を困難にするものであるとして規制を加える」ところにある<sup>(14)</sup>。根岸説は、今村説と正田説が対立する中で、この両者の立場を総合したものとして、支持を集めている。

#### 2-1-4 白石説

白石忠志教授は、優越的地位の解釈について、取引の相手方に対する取引必要性に求められることを前提として、その取引を市場と捉える市場画定を踏まえ、優越的地位の濫用は、かかる市場における競争がなくなった独占状態を利用して、取引の相手方に搾取する行為と解し、競争減殺の究極形態と捉え、優越的地位の濫用規制を私的独占の規制と同様に競争減殺型行為の規制と考える。このような理解に立ち、我が国における優越的地位濫用規制は、EU 82条における「搾取型濫用規制」と同等であるとする<sup>(15)</sup>。

#### 2-2 「情報の不完全性」の観点に基づく学説

近時、情報の経済学の知見を踏まえ、「情報の不完全性」の観点からの学説が経済法学者の一部から主張されており（大録英一<sup>(16)</sup>、本城昇等<sup>(17)</sup>）、また、経済学者にも同様の見解を示す者もみられる<sup>(18)</sup>。

大録教授は、優越的地位の濫用について、関係特殊的投資が行われる場合の契約の不完備性（契約の失敗）の問題であって、契約の不完備性の原因を情報の不完全性と考えれば、情報の不完全性による市場の失敗の一類型であると述べられる。そして、情報の不完全性とは、情報の非対称性だけではなく、将来情報の欠如のため契約をうまく作れない契約の不完備性の原因を指すとしている。そして、優越的地位の濫用規制は、関係特殊的投資が行われロックインが行われた場合に、暗黙の契約違反を規制するホールドアップ問題の規制と

位置付ける。

関係特殊的投資とは、不可逆的で他に転用困難な投資であり（例えば、部品メーカー（下請業者）が特定の機械メーカー（親事業者）の製品にのみ使用できる部品の製造装置に投資すること）、将来、投下した投資が回収できるのか、投資により利益を確保することができるのかその見通しが立たない状況においては、積極的な投資が行われず、過少となってしまう。一方、取引開始時点において、将来の情報が欠如していたり、不確実なため、すべての事態を想定して取引内容、取引条件等を明らかにした契約を作成することはできないという問題もある（不完備契約）。このような状況に対応するため、取引当事者は、継続的取引を行うことによって、情報の不完全性を解消しようとする。また、その際、「評判」や「人質」を利用する。「評判」とは、取引先の信頼を裏切るような行為を行えば、他の取引先との取引も円滑に行うことができなくなるというメカニズムであり、「人質」とは、他に転用が困難な製造設備、株式の持合いなどであり、短期的利益のために機会主義的行動（裏切り）を行ってしまうとこれらの人質が回収できないことになる。「評判」や「人質」が双方向に提供されることにより、機会主義的行動を取り、相手を裏切れば、「評判」や「人質」を失うという暗黙の契約を担保として取引が行われる訳である。

大塚教授は、優越的地位の濫用行為における「優越的地位」は、暗黙の了解を守るべき「評判」や「人質」のアンバランスが崩れることであり、「濫用」は暗黙の了解を破ることであるとみる。そして、関係特殊的投資が行われ、ロックインが行われた場合に、暗黙の契約に違反する行為が規制対象となるが、その中には、下請取引だけではなく、情報劣位にある情報弱者、契約作成能力のない法律弱者との取引や消費者取引も含まれると主張される。

そして、大塚教授は、従来の学説が、①不完備契約や暗黙の契約を阻害して効率性を失う、②違反対象が事前に明確でないために法的安定性を損なう、③合成の誤謬によりかえって弱者に不利益を

与えるという問題点が存在することを指摘され、これらの点を解消するものである旨述べられる。

また、不当表示のような情報の非対称性があること自体を優越的地位の濫用と考える考え方については、ホールドアップが説明できなくなること、欺瞞的顧客誘引も優越的地位の濫用に含まれてしまい統一が取れなくなるとして含めないことが適当である旨述べられる。

### 3 フランチャイズ・システムへの優越的地位濫用規制の適用の検討

優越的地位の濫用規制は、下請取引や大規模小売業者などとの取引をはじめとする事業者間取引を対象に、下請法及び独占禁止法による積極的な運用が行われている。しかし、情報の不完全性の観点から、優越的地位の濫用規制をみた場合、関係特殊的投資を前提とする取引における濫用行為のうち、法律弱者の問題や消費者取引については、十分な取組が行われているとは言えない。特に、法律弱者については、大塚教授が指摘される契約作成能力が低い下請事業者だけではなく、フランチャイズ・システム（以下、「FC」という）への加盟を希望する会社等を退職した給与所得者（以下、「脱サラ」という）、や主婦などの加盟希望者や加盟者（フランチャイジー。以下、「加盟者」という。加盟者と加盟希望者を併せて「加盟者等」という）も該当するのではないかと考えられる<sup>(19)</sup>。

そこで、本稿は、FCのシステム及びFC契約について、その特徴及び実態を概観し、それに対する規制の現状の問題点を整理し、それに対する優越的地位の濫用規制のあり方を検討することとしたい。本稿の対象は、FCを念頭に置いているが、検討の対象とする公正取引委員会の「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下、「FCガイドライン」という）<sup>(20)</sup>が「コンビニエンスストアにおける本部と加盟店との取引に関する実態調査」を基に策定されたものであること、FCにおける代表的な業態であること、訴訟及びそれに言及する研究が多いことなどから、主にコンビニエンスストア（以下、

「コンビニ」という)が中心になる。

### 3-1 FC及びFC契約の概要、特徴

#### 3-1-1 概要

我が国において、FCは、1960年代に導入されて以降、小売業(コンビニ、スーパーマーケット等)、外食業(ファーストフード、寿司、弁当等)、サービス業(クリーニング、自動車整備、学習塾等)など幅広い業種業態に飛躍的に拡大し、現在、チェーン数約1,200、店舗数約23万店、売上高約20兆8,000億円(このうち、FCの代表的なコンビニ業界は、チェーン数27、店舗数約4万5,000店、売上高約8兆1,000億円)となっており<sup>(21)</sup>、我が国経済において、欠くことのできないものとなっている。

FCの概念・態様については、業種業態が多様であることもあり、我が国におけるFCの定義も複数存在し、その内容も多少異なるが<sup>(22)</sup>、本稿が独占禁止法の優越的地位の濫用規制について論ずることから、FCガイドラインの定義を参照することとする。同ガイドラインにおいて、FCは、「本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態である」としており、FCにおける取引関係の基本は、本部と加盟者との間のフランチャイズ契約であり、同契約は、おおむね、「①加盟者が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの、②営業に対する第三者の統一的形象を確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導等に関するもの、③上記に関連した対価の支払に関するもの、④フランチャイズ契約の終了に関するもの」を含む統一契約であるとしている(「1 一般的な考え方」)。

#### 3-1-2 特徴

FCは、独占禁止法の適用を検討する上で、以下の特徴が指摘できる。

第一に、加盟者は法的には事業者として位置付

けられているが<sup>(23)</sup>、加盟者等の多くが脱サラなど「消費者に準じる者」とでも言い得る立場にある点である。経済産業省「フランチャイズ・チェーン事業経営実態調査報告書」(2008年3月。以下、「経産省FC調査」という)によると、加盟前の職業について、「会社員(サラリーマン)」が37.5%、「無職(主婦を含む)」が2.3%となっており、加盟者の約40%が事業経験のない者で占められている<sup>(24)</sup>。FC本部も事業経験のない者を対象に事業化するために、マニュアルや研修を通じ経営やノウハウの指導・援助を行うビジネスモデルを構築していると言われている。

第二に、FCは、本部が作成したマニュアルや研修を通じ経営のノウハウを指導・援助することにより、全体として統一的な経営システムを採る事業形態であることから、本部が主導的立場にあり、加盟者は本部が提供するシステム(オープンアカウントシステムと呼ばれる会計システムや発注システムなど)に組み込まれ、経営指導に依存する仕組みとなっている。このため、本部と加盟者との間には、交渉力、経済力及び情報の格差が構造的に存在しているという点が指摘できる。

もちろん、FCは、契約当事者である本部と加盟者に対して適切なインセンティブを与え、それにより最も効果的な共同事業の仕組みを実現しようというものであるから、経営システムの有効性や信用は、FCのシステムの一体性により裏付けられており、それが統一的に機能してこそ達成されるものである。このため、FC契約の中に見ると加盟者に制約や負担を負わせるかに見える条項についても、FCシステムの実施を確保するための手段であり、それにより加盟者の利益にもつながっている側面がないかという視点でみると必要があるとの見解もある<sup>(25)</sup>。この点については、FCガイドラインにおいて、「フランチャイズ契約におけるこれらの条項は、本部が加盟者に対して供与(開示)した営業の秘密を守り、また、第三者に対する統一したイメージを確保すること等を目的とするものと考えられ、このようなフランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度にとどまるものであれば、直ちに独占禁止法

上問題となるものではない。」(「3 フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引について」)などの記述に表れているが、それが一定の限度を超えるものであるかどうかを判断する上で、FCにおける本部と加盟者の構造的な依存関係を十分検討する必要があると考えられる。

第三に、FC契約における加盟店の投資は、関係特殊の投資の性格を有しており、一旦投資をすると、その契約関係にロックインされる点である。

まず、開業に要する資金が高額であることが指摘されている。経産省FC調査によると、標準的な開業資金(本部が店舗を用意する場合)は、小売業の1,511万円からサービス業の4,460万円となっており、全体でも2,233万円となっている。これは、加盟希望者、特に、脱サラや主婦においては、通常、資金力が乏しいので、負担感は特に顕著であると考えられる。そして、加盟者の投資(開業資金)は他に転用することが困難であり、回収するためには事業を順調に継続することによって達成するしかない。

更に、FC契約の契約期間が長く、中途解約するためには高額な解約金が必要になる点が指摘されている。経産省FC調査によると、本部側からの「契約期間」の回答で最も回答が多かったのは、「4～5年」が全体で44.3%、小売業でも同様に33.8%となっており、小売業においては「10年以上」の回答が20.3%を占めている。また、中途解約時の解約金が高額であることについては、解約金の算定基準などを定めたFC契約が一般に公開されていないことから、具体的な状況は明らかではないが、損害賠償請求訴訟事件の判決等によると高額であることが伺われる<sup>(26)</sup>。

このように、加盟者はFC契約を締結するために多額の開業資金を必要とするが、その投資は他に転用することが困難である上、締結したFC契約の契約期間は長期間であり、中途解約金が高額であるので、一旦投資すると、本部との契約関係にロックインされることになると言える。

第四に、FC契約の規定には、共同事業に伴う本部と加盟者とのリスク負担の面において、公平性が確保されているのか疑問な点があることで

ある。

例えば、公正取引委員会がセブン-イレブン・ジャパンに対し、推奨商品のうちデイリー商品の見切り販売の制限が優越的地位の濫用に該当するとして排除措置命令を行ったが<sup>(27)</sup>、これは、加盟店で廃棄された商品の原価相当額の全額が加盟者の負担となるロイヤルティの算定の下において、加盟者がデイリー商品の見切り販売をすると、加盟者は、廃棄ロス原価を負担するほか、廃棄ロス原価を含む売上総利益に基づくロイヤルティも負担する仕組みになっていることが問題の前提にある<sup>(28)</sup>。廃棄された商品の原価相当額の全額を加盟者が負担するので、本部が収受するロイヤルティは加盟者で見切り販売される原価相当額に左右されないことから、見切り販売により売上げが減少しない限り(加盟者は少しでも売上げを確保したいのと値下げによる売上げ増加効果により、むしろ売上げ増加になる可能性が高い<sup>(29)</sup>)、ロイヤルティの確保に支障を来すリスクも少ない。

また、FC契約においては、当該FCの商圈確保のため、加盟者の店舗の近隣地域に当該FCの直営店や他の加盟者の店舗を新規出店する権利が留保されており、それ自体直ちに違法ではないが<sup>(30)</sup>、既存の加盟者にとっては売上げや収益の減少につながるおそれがあり、紛争の原因にもなっている<sup>(31)</sup>。これは、本部においては、新規出店によって、既存の加盟者に加え、新規の店舗からもロイヤルティを収受できるので、リスクを負わないのに対し、既存の加盟者においては売上げの減少につながるおそれがあるから、既存の加盟者に一方的にリスクを負わせるものと評価し得る。仮に、新規出店に伴い、既存の加盟者の売上げが減少し採算が取れず撤退しても、本部は新たに加盟者を募集するか直営店を出店するなどの対応が可能であるが、既存の加盟者にとっては、事業撤退するしかなく、再起することは困難である。

### 3-2 FC規制における問題点及び優越的地位の規制の適用

#### 3-2-1 FC規制における問題点

次に、FCにおける本部と加盟者間の取引につ

いて、独占禁止法上の問題を検討するが、FCガイドラインにおいては、①本部の加盟者募集と②FC契約締結後の本部と加盟者との取引に分けて、独占禁止法上問題となる事項を例示しているので、本稿も上記区分に沿って述べる。

### ① 本部の加盟者募集

FCガイドラインは、「…加盟者は、本部の包括的な指導等を内容とするシステムに組み込まれるものであることから、加盟希望者の加盟に当たっての判断が適正に行われることがとりわけ重要であり、加盟者募集に際しては、本部は加盟希望者に対して、十分な情報を開示することが望まし」として、開示が確に実施されることが望まれる事項<sup>(32)</sup>を例示し、また、これらの事項について、十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行い、これらにより、実際のフランチャイズ・システムの内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引する場合には、不公正な取引方法のぎまんの顧客誘引（旧一般指定8項）に該当するとしており、その際、総合勘案される事項として、①予想売上げ又は予想収益、②ロイヤルティの算定方法、③他のFCとの比較及び④中途解約における違約金の徴収方法を挙げている<sup>(33)</sup>。このように、FCガイドラインは、本部の加盟者募集における独占禁止法上の問題について、加盟者募集時の情報開示における表示・説明がぎまんの顧客誘引（旧一般指定8項）に該当するかどうかを専ら問題としている。

確かに、FCガイドラインの考え方は、通常の事業者を前提とするのであれば、特に問題があると考えられないが、加盟者等には法律弱者が含まれることや加盟者から開業後の売上げが加盟募集時の本部の予想売上げや予想収益とかい離しているのは、加盟募集時の本部の虚偽説明によるものであるとして、損害賠償請求訴訟が多く提起されていることを踏まえると<sup>(34)</sup>、FCガイドラインの規制の在り方について、見直す必要があると考えら

れる<sup>(35)</sup>。

この点に関し、FCガイドラインでも言及されている中小小売商業振興法（小振法）は、1973年に制定され、小売業におけるFCを対象として、本部に対し、加盟希望者に対する開示事項を定め、それを記載した書類を交付し、説明することを義務付けている（法11条、施行規則10条）。また、FC本部が同規定に従わないときには、主務大臣は開示するよう勧告することができ、それに従わないときは公表することができる（法12条）<sup>(36)</sup>。2002年、開示事項の対象を大幅に拡充する施行規則改正が行われたが<sup>(37)</sup>、加盟希望者の契約締結の判断時に重要な情報である予想売上げ・予想収益に関する事項等が含まれていないこと、また、そもそも同法の適用対象はFCのうち、小売業に限定されており、それ以外の外食業、サービス業などのFCには適用されないこと<sup>(38)</sup>、法制定以降、勧告と公表制度が発動された事例がないこともあり、同法による規制の実効性について疑問視する指摘がなされている<sup>(39)</sup>。また、加盟者募集について、FCガイドラインに違反するとして摘発された事例もない。

このように、訴訟等において、FCの加盟者募集時の問題が指摘される一方、十分な規制が行われていると言えない状況にあるが、これに対応するために、情報の不完全性の観点に基づく優越的地位の濫用規制を適用し得るかについて検討する余地があるのではないかと考える。

例えば、店舗の予想売上げや予想収益は、FCガイドラインが示す類似した環境にある既存店舗の実績であり、それが客観的な実績に基づくものであるとしても、あくまでも一定の条件の下での過去の実績であって、加盟希望者が契約締結するに際し、将来の売上げや収益を判断するための根拠にならないおそれもある。しかし、加盟希望者にとって、契約締結の判断に際し、事業経営の展望を判断する材料として、予想売上げや予想収益が重

要な事項であり、特に、脱サラなどの事業経験のない者にとっては、他の判断材料を入手する方法が確保されているとは言えない状況において、本部が提示する情報に依存せざるを得ない。また、本部は、加盟希望者の加盟後、加盟者の店舗の近隣地域に当該FCの直営店や他の加盟者の店舗を出店する権利を有しているので、仮に、新規出店されれば、通常、既存の加盟者の売上げや収益が減少することが予想されることを踏まえると、ますます本部が提示する店舗の予想売上げや予想収益が、加盟希望者の契約締結を判断する材料として、不確実な情報になるおそれがあることは否めない。

そして、加盟募集時に店舗の予想売上げや予想収益が資料等に記載されておらず、口頭により勧誘されている場合、そもそも表示内容を立証する必要があるが、不表示については、一般に立証上の困難が予想されるので、ぎまんの顧客誘引により規制することは限界があると考えられる。

## ② 契約締結後の本部と加盟者との取引

FCガイドラインは、契約締結後の本部と加盟者との取引について、旧一般指定14項（優越的地位の濫用）、10項（抱き合わせ販売等）又は13項（拘束条件付取引）に該当する場合について、問題になる事例を整理しているが、本稿においては、優越的地位の濫用を中心に検討する。

FCガイドラインは、FCにおける本部と加盟者との取引において、個別の契約条項や本部の行為が、旧一般指定14項（優越的地位の濫用）に該当するか否については、個別具体的なフランチャイズ契約ごとに判断されるが、取引上優越した地位にある本部が加盟者に対して、FCによる営業を的確に実施するために必要な限度を超えて、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、本部の取引方法が旧一般指定14項（優越的地位の濫用）に該当するとして、①取引先の制限、②仕入数量の強制、③見切り販売の制

限、④フランチャイズ契約締結後の契約内容の変更、⑤契約終了後の競業禁止を例示している。また、フランチャイズ契約全体としてみて本部の取引方法が独占禁止法2条9項5号（優越的地位の濫用）に該当するかどうかについて、①取扱商品の制限、販売方法の制限、②売上高の達成の義務付け、③加盟者の契約の解約権の状況、④契約期間について、総合勘案して判断するとしている。

これまで、FCの本部と加盟者との取引について、優越的地位の濫用に該当するとして、独占禁止法が適用され、法的措置が採られたのは、セブン-イレブン・ジャパンに対する見切り販売の制限についてのみである。FCガイドラインにおいては、個別の契約条項やFC本部の行為の独占禁止法の違法性について、「FCによる営業を的確に実施するために必要な限度を超え」ているか否かを判断することになっており、その「必要な限度」の勘案事項も具体的な判断基準ではなく、相対的な内容となっていることもあって、法適用を判断すること自体が難しいものと考えられる。そして、「競争の不完全性」の観点に立ち優越的地位濫用規制が行われると、本部と加盟者との取引がコンビニ市場における競争に何らかの影響を及ぼし得る有力な事業者でないと問題とし得ないことになり、更にその傾向は助長されるものと考えられる。下請法が下請事業者の利益を保護することを目的として、当該下請取引が行われている市場の競争への影響を考慮しないように、加盟者の利益を保護することも念頭に置いた規制の在り方を検討する必要があると考える。

### 3-2-2 情報の不完全性の観点に基づく優越的地位の濫用規制の適用の検討

加盟者等の法的位置付けは事業者であるとしても、FCの特徴で述べたことから明らかなように、もともと事業経営の経験がなく、特に、脱サラについては、法律弱者に位置付けられ、形式的に事業者と同視することは適当ではないと考えられる。

また、加盟者等は、FC契約締結に際し、多額の開業資金を投資しており、その投資は他に転用することが困難であるから、加盟者と本部とのFC契約は関係特殊的投資に当たる。そして、加盟者がFC契約締結により本部との取引にロックインされるのに対し、本部は経営指導等の費用投下は必要であるが、ロイヤルティとしていずれ回収することが見込まれ、また、加盟者以外にも取引先を確保することも可能であるなど加盟者との取引にロックインされるとは必ずしも評価できない。

情報の不完全性の観点に基づく優越的地位の濫用規制において、「優越的地位」は「暗黙の契約を守るべき人質のバランスが崩れること」であると考え、加盟者は開業資金（投資）を「人質」として出しているが、本部との契約関係を踏まえると、本部が加盟者との関係で「優越的地位」にあることは明らかである。

また、情報の不完全性の観点に基づく優越的地位の濫用規制において、「濫用」は「暗黙の契約を破ること」であるが、FCにおける加盟者の置かれた立場は、本部との取引・契約関係を踏まえると、基本的に劣位にあり、ホールドアップが生じやすい状況にあると考えられる。特に、加盟募集時に虚偽の説明又はや将来情報の欠如による勧誘が行われる場合の規制の必要は大きいと考える。

現実的な対応としては、独占禁止法の取引上の不当利用（2条9項5号）に基づき、特別法又は告示を設けるなどして行うことが適当ではないかと考える<sup>(40)</sup>。その理由は、独占禁止法による事件摘発による規制では、厳格な手続に基づき行われるので、処理までに時間を要し、また、エンフォースメントとして課徴金納付命令が課されるが、違反行為の抑止につながるとしても、加盟者の不利益を回復することにはならないからである。

#### 4 結 語

我が国における優越的地位の濫用規制は、1953年に導入されて以降、独占禁止法及び下請法ともに定着し、近年、更にエンフォースメントの強化

が行われ、最早、規制の必要性に疑義を差し挟むことはないものと考えられる。

しかし、現実の規制は、その対象が事業者間取引、特に、独占禁止法による規制は大規模小売業者と納入業者間の取引など特定の業種に集中している。これは、優越的地位の濫用の規制が「競争の不完全性」の観点に基づき行われてきたことと深く関係しているものと考えられる。

競争政策が市場の失敗を是正するものであるならば、それは「競争の不完全性」だけではなく、「情報の不完全性」も念頭に置く必要があるのではないかと考えられる。

本稿で取り上げた「情報の不完全性」に基づく優越的地位の濫用規制は、その点に対応し得るものであると考える。白石忠志教授は、競争手段の不正さについて、「自己又は他人の商品役務の競争変数を、歪めて需要者に伝えること、または、全く伝わらないようにすること」（独占禁止法〔第2版〕有斐閣107頁）と定式化することができると述べるが、情報の非対称性や将来情報の欠如という状況下における取引がまさにそれに該当するのであり、本稿で取り上げたFCの加盟者等の法律弱者への優越的地位の濫用の適用の問題も、競争手段の不正さそのものを問題にする訳ではないが、その一つに挙げられると考える。

情報の不完全性の下における関係特殊的投資による取引は、不完備契約となり、ロックインされた当事者が「人質」や「評判」を提供し、暗黙の了解によりバランスを取ろうとするが、そのバランスが崩れ、暗黙の了解を破ることが優越的地位の濫用に該当する。このようなホールドアップ問題を規制しないと、取引当事者は機会主義的行動を受けることをおそれ、過少投資となってしまうことに経済学上の規制理由がある。FCに対する優越的地位に濫用規制もその点に意義があると考えられる。

本稿では、FCにおける加盟者等に対する優越的地位の濫用規制の必要性について述べてきたが、その規制のあり方の具体的内容については、今後の研究課題としたい。

《注》

- (1) 米国におけるシャーマン法第2条, EUにおける競争法82条は, それぞれ市場支配力の濫用を規制する規定であり, その意味において, 優越的地位の濫用規制であるが, いずれも, 市場支配力を規制の要件としている。これに対し, 我が国における優越的地位の濫用規制は, 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを要件としているが, 市場支配力を要件としていない点で大きく異なる。
- (2) 三輪芳郎『日本の取引慣行 流通と消費者の利益』有斐閣(1991年)264頁。
- (3) 独占禁止法は, 制定後, 累次の改正が行われているが, 優越的地位の濫用に関する規定については, 2009年法改正以前に変更はないので, 本稿では, 2009年改正後のものを「独占禁止法」, 改正前のものを「旧独占禁止法」と表記する。また, 「不正な取引方法」(一般指定)については, 1982年に改正されているが, 改正内容は解釈の明確化を図るための規定の具体化であり, 実質的に内容を変更するものではないので, 2009年改正後のものを「一般指定」, 改正前のものを「旧一般指定」と表記する。
- (4) 2条9項5号の規定は, 以下のとおりである。
- 【 】内は典型的な違反行為の態様である。
- 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して, 正常な商慣習に照らして不当に, 次のいずれかに該当する行為をすること。
- イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して, 当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。【押し付け販売, 歩積・両建預金の強要】
- ロ 継続して取引する相手方に対して, 自己のために金銭, 役務その他の経済上の利益を提供させること。【協賛金・派遣店員の要請】
- ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み, 取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ, 取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ, 若しくはその額を減じ, その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し, 若しくは変更し, 又は取引を実施すること。【不当返品, 不当値引き, 買ったたき】
- (5) 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して, 正常な商慣習に照らして不当に, 取引の相手方である会社に対し, 当該会社の役員(法第二条第三項の役員をいう。以下同じ。)の選

任についてあらかじめ自己の指示に従わせ, 又は自己の承認を受けさせること。

- (6) 主なものとして, 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準(2005年), 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」(2002年), 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(1998年)がある。
- (7) 旧一般指定が施行された1982年から2002年までの間に法的措置が採られた事件は2件のみである。
- (8) 2003年法改正(2004年4月1日施行)において, 下請法に違反した親事業者に対する勧告の内容として, 原状回復措置に加え, 再発防止措置など「その他必要な措置をとるべきこと」が追加された。また, 違反事業者に対する公正取引委員会の勧告を必要に応じ公表できるようにするため, 所要の改正が行われた。
- (9) 「中小事業者取引公正化推進プログラムの実施について」(2009年11月18日公正取引委員会)。
- (10) 学説の整理として, 向田直範「優越的地位の濫用(下請法を含む)」日本経済法学会編『経済法講座3 独禁法に理論と展開(2)』三省堂(2002年)所収161-180頁。内田耕作「消費者取引と優越的地位の濫用規制(1)」『彦根論叢』第346号(2003年)1-26頁, 同(2)『彦根論叢』第347号(2004年)21-40頁, 同(3)『彦根論叢』第349号(2004年)1-24頁等。
- (11) 今村成和『独占禁止法入門[第4版]』有斐閣(1993年)165-169頁。
- (12) 正田彬『全訂独占禁止法1』日本評論社(1980年)408-426頁。
- (13) 独占禁止法研究会「不正な取引方法に関する基本的考え方」(1982年)。同報告書において公正な競争秩序は, ①事業者相互間の自由な競争が妨げられていないこと及び事業者がその競争に参加することを妨げられていないこと(自由な競争の確保), ②自由な競争が価格・品質・サービスを中心としたもの(能率競争)であることにより, 自由な競争が秩序づけられていること(競争手段の公正さの確保), ③取引主体が取引の諾否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することによって取引が行われるという, 自由な競争の基盤が確保されていること(自由競争基盤の確保)であり, 公正競争阻害性とは, この3つのいずれか, あるいはいくつかが侵害されることにあるとされている。

- (14) 根岸哲『独占禁止法の基本問題』有斐閣（1990年）153-170頁。
- (15) 白石忠志『独占禁止法第2版』有斐閣（2009年）83-88頁。
- (16) 大録英一「優越的地位の濫用と取引上の地位の不当利用について」公正取引626号（2002年）8-14頁，同「優越的地位の濫用と取引上の地位の不当利用」駿河台法学第15巻第2号（2002年）125-162頁。
- (17) 本城昇「情報の非対称性と優越的地位の濫用規制——消費者取引の規制との関連の考察——」公正取引507号（1993年）30-38頁，同「情報の不完全性と優越的地位の濫用行為」『競争法の現代的諸相（上）』信山社出版（2005年）所収605-624頁。本城教授は，前者において，事業者と消費者の間に情報の非対称性がある場合，事業者が情報上の優越した地位を利用して消費者に不利益を与える行為を優越的地位の濫用規制として構成できないかと主張されたが，大録教授は，情報の非対称性があること自体を優越的地位とする考え方では，不当表示規制も優越的地位の濫用規制に含まれ，優越的地位の濫用規制の統一がとれなくなること，関係特殊の投資を前提とする取引におけるホールドアップ問題が説明できなくなること等があると批判している。これに対し，本城教授は，後者において，関係特殊の投資が行われる場合の不完備契約におけるホールドアップは，情報の非対称性のみならず，将来情報の欠如を含む情報の不完全性のために生じる不完備契約の問題もあると大録教授の批判を是認する一方，規制の必要性の観点からは，当初から騙して関係特殊の投資をさせる欺瞞性があるケースであり，これは，情報の非対称性を利用するものであり，優先して規制する必要がある旨主張される。川濱昇ほか『ベーシック独占禁止法入門 [第3版]』有斐閣（2010年）236頁においては，不完備契約における事後の機会主義的行動を規制することで社会的に望ましい取引，投資を促進することに公正競争阻害性を求める。
- (18) 岡室博之・林秀弥「優越的地位の濫用 三井住友銀行とドン・キホーテ事件」岡田羊祐，林秀弥編『独占禁止法の経済学——審判決の事例分析』東京大学出版会（2009年）所収273-294頁，柳川隆「取引費用経済学と優越的地位の濫用」公正取引697号（2008年）8-13頁。柳川教授は，取引費用経済学の視点から優越的地位の濫用規制を論じており，「取引費用を節減すること，特にホールドアップ問題を解消するために優越的地位の濫用規制を用いることは，関係特殊の投資を促進し，経済効率性を高めることになるので好ましい」と指摘される。
- 小田切宏之「第9章下請取引と優越的地位」『競争政策論』日本評論社（2008年）所収139-154頁。
- (19) 消費者取引への優越的地位の濫用規制の適用については，本稿では紙幅の関係もあり，取り上げない。なお，この点については，公正取引委員会が設けた学識経験者等からなる消費者取引問題研究会が，2002年11月に報告書を公表し，その中で「一般消費者に対して一方的不利益行為を行う場合については，独占禁止法の一般指定第14項の優越的地位の濫用行為の規定を適用する余地があり，適切な事案に対しては，同項を適用することが考えられる」として，消費者取引への旧一般指定14項の適用について提言しているが，その後，2009年，消費者行政の一元化を目的に消費者庁が新設され，それに伴い同庁に公正取引委員会から景品表示法が移管されるなどこの問題を議論する前提が大きく変化している。
- (20) 公正取引委員会は，1983年9月20日，「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」を策定し，公表したが，同ガイドラインの見直しを求める総合規制改革会議の答申（2001年12月11日）を受け，旧ガイドラインの見直しを行い，2002年4月24日，コンビニ実態調査によって把握した取引の実態を踏まえ，違法性の判断基準の明確化を図るなどした改訂ガイドラインを策定・公表した。本稿で取り上げるFCガイドラインは改訂後のものである。FCガイドラインの改訂の解説として，向井康二・玉木史「『フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について』の改訂について」公正取引620号（2002年）44-52頁。
- (21) 社団法人日本フランチャイズチェーン協会「2009年度「JFA フランチャイズチェーン統計調査」報告」。
- (22) FCガイドライン以外の定義としては，社団法人日本フランチャイズチェーン協会及び中小小売業振興法の定義がある。
- (23) FCガイドライン1(2)「…加盟者は法的には本部から独立した事業者であることから，本部と加盟者間の取引関係については独占禁止法が適用されるものである」。
- (24) 山本晃正「フランチャイズ取引と法規制——コンビニ契約を素材として——」日本経済法学会年報第23号（2002年）171-172頁。公正取引委員

- 会「コンビニエンスストアにおける本部と加盟店との取引に関する調査報告書」(2001年10月)によると、加盟者の前職は会社員が約44%を占めている。東京都産業労働局「小売・サービス業におけるチェーン活動実態調査報告書」(2002年3月)においても、前職は、会社員・主婦等が43.7%を占めている。
- (25) 小塚莊一郎『フランチャイズ契約論』有斐閣(2006年)232頁。
- (26) 山本・前掲注(24)180頁。ローソン千葉損害賠償請求訴訟事件における本部から加盟店に対する中途解約金は、それぞれ1,340万円余、760万円余、1,520万円余とされている。山本晃正「(三)コンビニ契約の解約」本間重紀編『コンビニの光と影』花伝社(2009年)所収252-272頁。
- (27) 2009年6月22日排除措置命令(公正取引委員会公表資料)。本事件の解説として、平林英勝「コンビニ・フランチャイズ本部による見切り販売が優越的地位の濫用に該当するとされた事例」ジュリスト1384号(2009年)100-101頁、若林亜里沙「コンビニエンスストア本部による加盟店への優越的地位の濫用事件——平成21年6月22日排除措置命令——」公正取引709号(2009年)2-7頁、根岸哲「フランチャイズ・システムの本質的特性と独占禁止法の適用のあり方」NBL912号(2009年)1頁。
- (28) FCガイドライン3(1)ア(見切り販売の制限)注(4)。「コンビニエンスストアのフランチャイズ契約においては、売上総利益をロイヤルティの算定の基準としていることが多く、その大半は、廃棄ロス原価を売上原価に算入せず、その結果、廃棄ロス原価が売上総利益に含まれる方式を採用している。この方式の下では、加盟者が商品を廃棄する場合には、加盟者は、廃棄ロス原価を負担するほか、廃棄ロス原価を含む売上総利益に基づくロイヤルティも負担することとなり、廃棄ロス原価が売上原価に算入され、売上総利益に含まれない方式に比べて、不利益が大きくなりやすい。」
- (29) 「特集フランチャイズの悲鳴」週刊ダイヤモンド(2010年8月11日)33-35頁。近隣地域に本部直営店が出店し、売上げが急落したことに対応するため、見切り販売を開始し、売上げ増加等の効果があったとしている。
- (30) 小塚・前掲注(25)180-182頁。
- (31) 前掲注(29)28-35頁。
- (32) FCガイドライン2(2)ア。具体的には、①加盟後の商品等の供給条件に関する事項(仕入先の推奨制度等)、②加盟者に対する事業活動上の指導の内容、方法、回数、費用負担に関する事項、③加盟に際して徴収する金銭の性質、金額、その返還の有無及び返還の条件、④ロイヤルティの額、算定方法、徴収の時期、徴収の方法、⑤本部と加盟者の間の決済方法の仕組み・条件、本部による加盟者への融資の利率等に関する事項、⑥事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容並びに経営不振となった場合の本部による経営支援の有無及びその内容、⑦契約の期間並びに契約の更新、解除及び中途解約の条件・手続に関する事項、⑧加盟後、加盟者の店舗の周辺の地域に、同一又はそれに類似した業種を営む店舗を本部が自ら営業すること又は他の加盟者に営業させることができるか否かに関する契約上の条項の有無及びその内容並びにこのような営業が実施される計画の有無及びその内容。
- (33) FCガイドライン2(3)①~④。
- (34) 本間・前掲注(26)所収近藤充代「コンビニ契約の構造と問題点(一)コンビニ契約の締結」214-224頁。小塚・前掲注(25)145-149頁等。
- (35) 本間・前掲注(26)山本晃正「コンビニ契約の構造と問題点(四)コンビニ契約の法規制」273-285頁。山本・前掲注(24)173-175頁。
- (36) 佐藤英一「中小小売商業振興法とフランチャイズ・システム」NBL54号(1973年)15-16頁。
- (37) 小塚莊一郎「フランチャイズ・システムに関する法制度の整備——中小小売商業法施行規則と公正取引委員会ガイドラインの改正」NBL742号(2002年)48-55頁。
- (38) 小振法は、中小企業による小売商業の振興を目的として、中小小売商業の構造を改善するための事業を助成することを目的とするものであり、FCの対象となる「連鎖化事業」は小売業に限定されている(4条5項)。
- (39) 山本・前掲注(24)172-173頁。
- (40) 北野弘久「『フランチャイズ規制法要綱』の発表」法律時報82巻3号(2009年)80-85頁。学識経験者、弁護士により組織されたフランチャイズ法研究会が、2009年、フランチャイズ規制法要綱を発表している。これはコンビニ問題全般の解決を目指す社会立法である。

#### 参考文献

小塚莊一郎『フランチャイズ契約論』有斐閣(2006年)  
 本間重紀編『コンビニの光と影』花伝社(2009年)  
 社団法人日本フランチャイズチェーン協会『フランチャイズ・ハンドブック』商業界(2003年)